愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 178 号 (諮問第 214 号)

件名:愛知県知事に報告された文書の不開示(不存在)決定に関する件

1 開示請求

令和2年10月22日

2 原処分

令和2年11月5日(不開示(不存在)決定)

愛知県知事(以下「知事」という。)は、審査請求人に係る別記の保有個人情報の自己情報開示請求について、不存在を理由として不開示とした。

3 審查請求

令和3年1月14日

該当する行政文書が存在するため、開示を求める。

4 諮問

令和4年1月14日

5 審議会の結論

知事が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

- 6 審議会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号。以下「条例」という。)は、第1条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書、反論書及び実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、地方機関 A での不適正経理に関して、審査請求人の子である B に関する事実が記載された文書で、〇年〇月〇日に知事に報告されたものであると認められる。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 審査請求人は、審査請求書において、地方機関 A での不適正経理に関して、○ 年○月○日に知事に報告されたことは、別件の審査請求に係る裁決書の中で事実

認定がなされていることから、知事に報告した際に作成された何らかの文書が存在し、そこにはBに関する事実が記載されているはずであると主張している。

実施機関によれば、〇年〇月〇日の知事への報告時点では、関係職員への聞き取り調査の途上であり事実確認がなされていない状況であったことに加え、当時は、所属職員の死亡という緊急事態への対応のため混乱を極めた状況にあり、正確な事実に基づいた文書を作成できる状況になかったことから口頭により報告したとのことである。

また、当審議会において実施機関に確認したところ、地方機関 A での不適正経理に関して、関係者に聞き取りをするなどして調査した結果を取りまとめて○年○月○日より後に知事に報告しており、同日に限定していなければ、請求内容に合致する文書を特定できる可能性があったとのことである。

- イ 開示請求の内容が○年○月○日に限定されていることからすれば、○年○月○日の知事への報告時点では、正確な事実に基づいた文書を作成できる状況になかったことから口頭により報告したとの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。
- ウ したがって、実施機関において、本件請求対象保有個人情報を保有していると は認められない。
- (4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 付言

前記(3)において述べたとおり、〇年〇月〇日に限定していなければ、請求内容に合致する文書を特定できる可能性があったとのことであるため、実施機関は、〇年〇月〇日に限定した開示請求で問題ないか審査請求人に確認するという方法もあり得た。

実施機関においては、今後、事案に応じて、開示請求者に請求の真意を確認するなどして、できる限り開示請求者が求める文書を開示することができるように努めることが望まれる。

(6) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

地方機関 A での不適正経理に関して、〇年〇月〇日に愛知県知事に報告された文書(私の子 B に関する記載があるもの)